

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2016年4月 1日
至 2017年3月 31日

KDD I 株式会社

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2016年4月 1日
至 2017年3月 31日

総務大臣 殿

2017年6月30日提出

会 社 名 K D D I 株 式 会 社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 田中 孝司

本店の所在の場所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

電話番号 (03) 6678-0712

連絡者 経営管理本部長 本田 弘樹

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所 在 地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
名 称 飯田橋事業所

目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	8
1 貸借対照表	9
2 損益計算書	11
3 個別注記表	12
4 移動電気通信役務収支表	22
第四部 参考情報	24
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	25
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して 取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額	25
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	25
4 用語解説	25
5 その他	26

第一部 概要紹介

1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

【参考】

■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法
（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）

3 会計処理の基準

(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

また、財務会計においては発生しない移動電気通信役務と移動電気通信役務以外の電気通信役務との取引については、振替によって整理を行っております。

(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

4 接続会計財務諸表の構成

(1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

(3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

(4) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

運用費

役務の種類毎に整理した運用費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

共通費

役務の種類毎に整理した共通費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

試験研究費

役務の種類毎に整理した試験研究費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

独立監査人の監査報告書

2017年6月22日

K D D I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

P w C 京 都 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 永 幸 廣 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 山 聡 満 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 瀬 哲 朗 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、KDDI株式会社の第33期事業年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の第二種接続会計財務諸表のうち移動電気通信役務収支表及びその注記（以下「収支表」という。）について監査を行った。

収支表に対する経営者の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して収支表を作成することにある。また、収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め収支表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支表が、すべての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されているものと認める。

収支表の作成の基礎

注記事項1. 移動電気通信役務収支表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準に記載されているとおり、収支表は、KDDI株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

KDDI株式会社は、上記の収支表のほかに、2017年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人は、これらに対して、2017年5月9日（会社法監査）及び2017年6月22日（金融商品取引法監査）に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

第三部 接続会計財務諸表

1. 貸借対照表

事業者名 KDDI株式会社

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
I 固定資産		(2,930,170)	I 固定負債		(503,073)
A 電気通信事業固定資産		(1,717,790)	1. 社債		170,000
(1) 有形固定資産		(1,493,126)	2. 長期借入金		242,000
1. 機械設備	2,198,664		3. リース債務		2
減価償却累計額	1,645,211	553,453	4. 退職給付引当金		9,888
2. 空中線設備	706,370		5. ポイント引当金		62,833
減価償却累計額	402,460	303,910	6. 完成工事補償引当金		4,249
3. 端末設備	8,730		7. 資産除去債務		1,920
減価償却累計額	7,102	1,629	8. その他の固定負債		12,182
4. 市内線路設備	199,311		II 流動負債		(740,505)
減価償却累計額	163,482	35,830	1. 1年以内に期限到来の固定負債		55,110
5. 市外線路設備	95,606		2. 買掛金		68,551
減価償却累計額	90,027	5,580	3. 短期借入金		133,737
6. 土木設備	59,458		4. リース債務		8
減価償却累計額	44,410	15,048	5. 未払金		290,029
7. 海底線設備	50,785		6. 未払費用		5,860
減価償却累計額	45,418	5,367	7. 未払法人税等		114,791
8. 建物	369,514		8. 前受金		24,834
減価償却累計額	220,587	148,927	9. 預り金		27,010
9. 構築物	81,927		10. 賞与引当金		16,931
減価償却累計額	60,834	21,092	11. 役員賞与引当金		142
10. 機械及び装置	4,637		12. 資産除去債務		3,501
減価償却累計額	4,553	84			
11. 車両	1,365		負 債 合 計		(1,243,578)
減価償却累計額	1,087	278			
12. 工具、器具及び備品	84,594				
減価償却累計額	61,904	22,690			
13. 土地		260,505			
14. リース資産	43				
減価償却累計額	33	10			
15. 建設仮勘定		118,723			
(2) 無形固定資産		(224,664)			
1. 海底線使用权		3,352			
2. 施設利用権		10,305			
3. ソフトウェア		208,682			
4. 特許権		0			
5. 借地権		1,427			
6. その他の無形固定資産		897			
B 附帯事業固定資産		(45,718)			
(1) 有形固定資産	55,733				
減価償却累計額	28,243	27,490			
(2) 無形固定資産		18,228			

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
		(純資産の部)	
C 投資その他の資産	(1,166,662)	I 株主資本	(3,407,574)
1. 投資有価証券	87,925	1. 資本金	141,852
2. 関係会社株式	733,896	2. 資本剰余金	(314,750)
3. 出資金	64	(1) 資本準備金	305,676
4. 関係会社出資金	5,742	(2) その他資本剰余金	9,074
5. 長期貸付金	3	3. 利益剰余金	(3,191,519)
6. 関係会社長期貸付金	88,435	(1) 利益準備金	11,752
7. 長期前払費用	133,077	(2) その他利益剰余金	
8. 繰延税金資産	89,924	固定資産圧縮積立金	677
9. その他の投資及びその他の資産	37,365	特別償却準備金	1,281
貸倒引当金	△9,769	別途積立金	2,554,734
		繰越利益剰余金	623,075
II 流動資産	(1,732,606)	4. 自己株式	△240,547
1. 現金及び預金	92,724	II 評価・換算差額等	(11,625)
2. 受取手形	5	1. その他有価証券評価差額金	11,625
3. 売掛金	1,253,334		
4. 未収入金	56,909	純資産合計	(3,419,199)
5. 貯蔵品	64,013		
6. 前払費用	24,727		
7. 繰延税金資産	27,632		
8. 関係会社短期貸付金	222,454		
9. その他の流動資産	7,133		
貸倒引当金	△16,326		
資産合計	4,662,777	負債・純資産合計	4,662,777

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 損益計算書

事業者名 KDDI株式会社

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		2,628,903
(2) 営業費用		
1. 営業費	588,504	
2. 運用費	33	
3. 施設保全費	268,861	
4. 共通費	2,535	
5. 管理費	88,182	
6. 試験研究費	7,296	
7. 減価償却費	347,123	
8. 固定資産除却費	27,250	
9. 通信設備使用料	500,415	
10. 租税公課	45,613	
電気通信事業営業利益		1,875,812
II 附帯事業営業損益		753,090
(1) 営業収益		1,235,190
(2) 営業費用		1,293,813
附帯事業営業損失		58,623
営業利益		694,468
III 営業外収益		
1. 受取利息	1,133	
2. 有価証券利息	4	
3. 受取配当金	37,591	
4. 雑収入	10,196	
営業外費用		48,924
1. 支払利息	1,283	
2. 社債利息	2,958	
3. 為替差損	1,566	
4. 雑支出	1,277	
經常利益		736,308
V 特別利益		
1. 投資有価証券売却益	726	
2. 関係会社株式売却益	2,228	
3. 工事負担金等受入額	540	
特別損失		3,495
1. 固定資産売却損	178	
2. 減損損失	23,021	
3. 固定資産除却損	1,153	
4. 投資有価証券評価損	328	
5. 関係会社株式評価損	1,489	
6. 工事負担金等圧縮額	540	
税引前当期純利益		26,710
法人税、住民税及び事業税		713,093
法人税等調整額		196,336
当期純利益		△7,451
		524,208

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 個別注記表

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
-----	--

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備	主として定率法
機械設備を除く有形固定資産	定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備	9年
空中線設備、建物、市内線路設備、土木設備、構築物	10年～38年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金

将来の「au WALLET ポイントプログラム」等ポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式

768百万円

(注)持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関借入金残高18,198百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

(2) 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第4条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。

社債

20,000百万円

2. 偶発債務

(1) 事業所等賃借契約に対する保証

5,606百万円

(2) ケーブルシステム供給契約に対する偶発債務

5,610百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権

88,491百万円

短期金銭債権

281,525百万円

長期金銭債務

407百万円

短期金銭債務

203,385百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額

15,571百万円

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額	181,897百万円
貸出実行残高	102,780百万円
未実行残高	79,117百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	224,257百万円
関係会社に対する営業費用	432,348百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	40,333百万円

2. 減損損失

23,021百万円

当事業年度において、当社は主として以下の資産及び資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
通信設備、遊休資産等 (東京他)	主として電気通信事業用	機械設備、市内線路設備等	23,021

当事業年度において、通信設備の一部を含む稼働率が低下している資産及び遊休資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失23,021百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、機械設備18,134百万円、市内線路設備2,476百万円、その他2,411百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。時価の算定は売却見込額等によっており、売却や他への転用が困難な資産は0円としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	2,690,890,800	—	70,396,543	2,620,494,257
合 計	2,690,890,800	—	70,396,543	2,620,494,257
自己株式				
普通株式	201,421,255	31,650,800	70,430,647	162,641,408
合 計	201,421,255	31,650,800	70,430,647	162,641,408

(変動事由の概要)

1. 発行済株式の普通株式数の減少70,396,543株は、自己株式の消却（消却日：2016年5月18日）によるものであります。
2. 自己株式の普通株式数の増加31,650,800株は、2016年5月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得であります。
3. 自己株式の普通株式数の減少70,430,647株は、自己株式の消却（消却日：2016年5月18日）によるもの70,396,543株、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託による株式交付等によるもの34,104株であります。
4. 自己株式の普通株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が所有する当社株式1,703,896株を含めて表示しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2016年6月22日 定 時 株 主 総 会	普通株式	87,192	35	2016年3月31日	2016年6月23日
2016年11月1日 取 締 役 会	普通株式	98,382	40	2016年9月30日	2016年12月2日
計		185,575			

(注) 1. 2016年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金61百万円を含めております。

2. 2016年11月1日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が所有する当社株式に対する配当金68百万円を含めております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 110,680百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 45円 |
| ③ 基準日 | 2017年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2017年6月22日 |

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金77百万円を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位：百万円)
繰延税金資産	賞与引当金	5,888
	貸倒引当金繰入超過額等	9,137
	ポイント引当額	19,353
	未払費用否認額	3,314
	減価償却費超過額	24,659
	固定資産除却損否認額	4,126
	棚卸資産評価損否認額	3,548
	未払事業税	5,194
	減損損失否認額	31,338
	前受金否認額	5,831
	投資有価証券評価損	169
	関係会社株式評価損	11,317
	その他	1,332
繰延税金資産合計	<hr/> 125,206	
繰延税金負債	退職給付引当金	△244
	特別償却準備金	△566
	その他有価証券評価差額金	△5,087
	企業結合における交換利益	△1,455
	その他	△298
繰延税金負債合計	<hr/> △7,650	
繰延税金資産の純額	<hr/> 117,556	

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度より適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入により手当てしております。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。また、借入金に関しては、営業取引に関わる資金を除き、長期借入金（固定金利）で調達しており、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	92,724	92,724	—
(2) 売掛金 貸倒引当金（※1）	1,253,334 △ 16,326		
	1,237,008	1,237,008	—
(3) 未収入金	56,909	56,909	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	69,084	69,084	—
(5) 関係会社短期貸付金（※2）	102,780	102,780	—
(6) 関係会社株式	5,677	64,596	58,919
(7) 関係会社長期貸付金（※3）	208,109	208,066	△44
資産計	1,772,293	1,831,167	58,875
(8) 買掛金	68,551	68,551	—
(9) 短期借入金	133,737	133,737	—
(10) 未払金	290,029	290,029	—
(11) 未払費用	5,860	5,860	—
(12) 未払法人税等	114,791	114,791	—
(13) 預り金	27,010	27,010	—
(14) 社債（※4）	190,000	195,975	5,975
(15) 長期借入金（※4）	277,110	279,063	1,953
負債計	1,107,088	1,115,016	7,928

※1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

※2. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を除いております。

※3. 1年以内に期限の到来する流動資産に含まれている関係会社長期貸付金を含めております。

※4. 1年以内に期限到来の固定負債に含まれている社債及び長期借入金を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）売掛金、（3）未収入金、（5）関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

（4）投資有価証券、（6）関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（7）関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（8）買掛金、（9）短期借入金、（10）未払金、（11）未払費用、（12）未払法人税等、（13）預り金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

（14）社債、（15）長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 非上場株式	18,841
関係会社株式 非上場株式等	728,218
関係会社出資金	5,742

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(持分法損益に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	46,153百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	92,371百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,755百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	KDDIフィナンシャルサービス株式会社	東京都港区	5,245	クレジットカード事業、決済代行事業	所有直接90.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)	35,523	関係会社 長期貸付金	25,500
									関係会社 短期貸付金	62,115
							利息の受取	106	未収入金	0
関連会社	UQコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	71,425	ワイヤレスブロードバンドサービス	所有直接32.3%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)	5,043	関係会社 長期貸付金	15,000
									関係会社 短期貸付金	117,095
							利息の受取	465	未収入金	97

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付期間に対応する利率を合理的に決定しております。また、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。なお、資金の貸付の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,391円13銭
2. 1株当たり当期純利益	212円55銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数及び期中平均株式数は1,703,896株、1,709,658株であります。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

4. 移動電気通信役務収支表

事業者名 KDDI株式会社

事業年度 自 2016年4月 1日
至 2017年3月 31日

(単位 百万円)

役務の種類	営業収益	営業費用											営業利益	摘要	
			営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	減価 償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税 公課			
移動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務 (携帯電話)	697,443	489,481	200,392	—	62,791	839	30,445	1,890	70,559	5,860	104,055	12,650	207,962	
	データ伝送役務	1,423,113	914,783	279,703	—	138,085	1,215	44,657	3,827	200,178	14,694	207,044	25,379	508,330	
	小計	2,120,556	1,404,264	480,095	—	200,876	2,053	75,102	5,717	270,737	20,554	311,099	38,029	716,292	
移動電気通信役務 以外の電気通信役務		508,347	471,549	108,409	33	67,984	482	13,079	1,580	76,386	6,696	189,316	7,584	36,798	
合計		2,628,903	1,875,812	588,504	33	268,861	2,535	88,182	7,296	347,123	27,250	500,415	45,613	753,090	

注記事項

1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年3月 31 日 総務省令第 24 号)に基づいて作成しております。

2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準

電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準については、第二種指定電気通信設備接続会計規則及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して、第二種指定電気通信設備接続会計規則第 8 条において準用する電気通信事業会計規則第 15 条に基づく別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しております。

第四部 参考情報

1 配賦整理書の紹介及び入手方法

(1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

(2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/setsuzoku_kaikei/index.html

2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

4 用語解説

第二種指定電気通信設備

その一端が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項）で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項）で定めるものであって、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））で指定された次の電気通信設備。

- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 1 号ロの交換設備相互間に設置される伝送路設備
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 4 項第 2 号の伝送路設備
- ・ 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

- ・ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ・ 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ PHS（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他の移動体通信（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）